

## 東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部 設置要綱

## 1 目的

正規雇用労働者数が8ヶ月連続で増加し、不本意ながら非正規の職に就いている者が減少傾向にあるなど、雇用情勢については着実な改善が見られる。少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環を更に進めていくためには、雇用情勢が着実に改善しているこのタイミングを捉え、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが重要である。

平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015において、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれた。

厚生労働省において、平成27年9月25日に厚生労働大臣を本部長として、第1回「正社員転換・待遇改善実現本部」（以下「本省本部」という。）が開催され、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善対策の実施に向けた経済界への要請、「正社員転換・待遇改善キャンペーン」及び「不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン」の実施並びに「正社員転換・待遇改善実現プラン（5カ年計画）」の策定を内容とする「正社員転換・待遇改善に向けた緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を取りまとめ、今後、省を挙げて緊急対策に取り組んでいくこととされたところである。

こうしたことから、東京における、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、「地域プラン（地域計画）（仮称）」の策定等や、地域の経営者団体等に対する働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

## 2 設置

東京における、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、本部は必要に応じて本部内に部会を置くことができる。

## 3 構成メンバー

- |      |  |
|------|--|
| 本部長  | 労働局長   |
| 副本部長 | 総務部長、労働基準部長、職業安定部長、需給調整事業部長<br>雇用均等室長                              |
| 本部員  | 企画室長、監督課長、労働時間課長、職業安定課長<br>需給調整事業第一課長、雇用均等行政紛争調整官<br>その他、本部長が指名した者 |

#### 4 実施内容

- (1) 正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組方針の決定
- (2) 正社員転換・待遇改善の実現に向けた地域の経営者団体等に対する働きかけ、気運の醸成
- (3) 正社員転換・待遇改善の実現に向けた「地域プラン（地域計画）（仮称）」の策定等
- (4) その他正社員転換・待遇改善の実現ために必要な取組

#### 5 会議

本部長は、必要に応じ会議を招集する。

#### 6 庶務

本部の庶務は、職業安定部職業安定課において処理する。

#### 7 この要綱は、平成 27 年 10 月 28 日から施行する。